

電気通信大学国際教育センター運営委員会規程

平成16年 4月 1日

改正

平成18年 4月19日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成29年 1月25日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学国際教育センター規程（以下「規程」という。）第8条第2項の規定に基づき、電気通信大学国際教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの組織、人事、運営に係る重要事項に関すること。
- (2) センターの業務に係る重要事項に関すること。
- (3) センターの教育、研究その他重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 学長が指名する理事又は職員
 - (3) 規程第4条第1項第2号及び第3号に規定する教員
 - (4) 規程第4条第2項に規定する兼務教員
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条の2 副センター長は、副委員長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。